

杉並子育て応援券事業の抜本的な見直しについて ～有償化等の検証結果を踏まえて～

1 事業全般

大幅な見直しを行ったうえで継続

応援券事業については、利用者さらには区民一般からも、地域の子育て支援策として高い評価を得ている。これまでの成果を踏まえつつ、事業目的と照らし、利用実績等から見えてきた課題の改善に向けて大幅に見直しを図った上で、継続することとする。

低年齢児の家庭を中心に支援できるよう再構築

事業の継続にあたっては、低年齢児の家庭を中心として、サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう再構築する。

2 対象サービスの見直し

応援券で利用できるサービスについては、親の子育て力、地域の子育て力を高めるという事業目的との関係がより分かり易いものになるように見直しを行う。

子どもを預かるサービス	利用者のアンケート、区民意向調査などの結果から、事業目的に見合った効果をあげているため、原則現状維持とする。
産後を中心としたサービス	特に乳児のいる家庭が、地域から孤立しないようにする視点から、サービスを利用できるよう見直していく。
親サポートのサービス	単なる親の負担軽減となっているハウスクリーニングなどは、対象から除外する方向で見直す。
親子の集いサービス	<p>～ の親子参加のサービス</p> <p>「地域の子育て力を高める」視点から、区内で提供されるサービスを増やしていく。</p> <p>「地域と子育て家庭のつながりづくり」の視点から、親子が単に楽しむサービスや、子どもの早期教育的な要素が強いサービス(いわゆるお習い事)などは、対象から除外する方向で見直す。 1回の利用限度額や利用回数の在り方等</p>
親子で体験するサービス	
親子で鑑賞・イベント	
インフルエンザ予防接種	特例的に対象とされたインフルエンザの予防接種等は、対象から除外する方向で見直す。

3 応援券の交付の見直し

有償制は継続

応援券事業の目的に沿った利用を促すとともに、利用と負担の適切な関係を引き続き確保していくため、有償制による交付の仕組みは維持することとする。

無償交付と有償交付の適切な組み合わせ 別紙参照

交付方法の再設計にあたっては、国の子育て家庭に対する経済的支援の動向等も踏まえつつ、多様な子育て支援ニーズにより的確に応えられるよう、以下のとおり低年齢児への重点化を図るとともに、無償交付と有償交付を適切に組み合わせるなど必要な見直しを行う。なお、組み合わせは簡素でわかりやすいものとする。

出生時のニーズの高さを踏まえ、出生時の無償交付を拡充する。

0～2歳児は、有償交付と無償交付を適切に組み合わせる。

3～5歳児は、サービスの利用動向を踏まえ、有償交付のみとするとともに、交付額を0～2歳児に比べ低額とする。

各交付回ごとの購入上限冊数の廃止

現行の有償交付は、「子ども手当」で購入する仕組みのため、各交付回ごとに購入上限額を設定しているが、これを撤廃し、年間の購入上限冊数を設定する。これにより年度当初にまとめて購入を可能とするなど、利用者の利便性の向上を図る。

ただし、原則口座引落としによる入金確認後の交付という仕組みについては維持することが適当であり、引き続き交付回数は年3回とするが、更なる利便性の向上についても、今後の課題として取り組む。

4 利用を促す取組み

応援券の利用を促すしくみ

低年齢児が利用しやすいよう情報提供の方法を工夫するなど、サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、利用を促す取組みを進める。

サービス提供を促すしくみ

地域に事業趣旨にそったサービスが広がるよう、区内関係団体等にサービスの提供を促していく。

5 見直しの時期

原則として平成24年4月

見直しは原則として平成24年4月に実施する。ただし、サービスの見直しについては、現行の親子の体験講座など、より地域とのつながりを促すものへの内容変更が求められるものについて、事業者の準備期間等を踏まえ平成25年4月に実施することとするなど、必要な経過措置を検討する。

平成23年度発行の応援券の特例措置

平成23年度発行の応援券について、有効期間である平成24年度末まで、見直し前のサービスの利用を認める経過措置を設ける。